

自殺報道のガイドライン作成を求める意見書

自殺者は毎年3万人を超え、日本社会において大きな社会問題となっており、対策として、先ごろ自殺対策基本法が成立した。自殺の背景にはさまざまな社会的要因があり、自殺問題を取り上げるNPOや一部メディアからは、その原因の一つとして、報道による各種影響、いわゆるウェルテル効果が指摘されており、改善を求める声が上がっている。

現在、自殺事件の扇情的な報道は、自殺手段の詳細な公開による模倣と流行を起こし、自殺を誘発させ、集団自殺や子どものいじめ自殺などを連鎖させる事態となっている。

WHOは、2000年に自殺を予防する自殺事例報道のあり方についてガイドラインを公表し、改善を促している。報道は解決手段を伝えることで、自殺予防に十分寄与する可能性があるという反面、写真や遺書を公表しない、自殺手段の詳細を報道しない、自殺の理由を単純化して報道しない、自殺の美化や扇情的な報道は避けるなどの対応が必要としている。

本来報道のガイドラインは、各社が自主的に策定するものである。しかし、過熱報道で各社が日々競争する中においては、策定自体が報道内容の削減を伴うことであり、なかなか取り組めないのが現状で、前述のガイドラインを逸脱する報道が続いている。その一方、行政側もこの問題に対し、主導して規制や指導を行うことは表現の自由への介入など問題があることから、それなりの働きかけとしか言えず、結果として対策を進めるべき関係者が協力できないまま、現在に至っている。

同様の事態が起こっていたオーストリアでは、精神科医や心理学者らが中心となり要望ガイドラインを作成し、結果、問題事例の自殺件数が、類似自殺を含め半年間で80%も減少しており、他のEU各国も追随している。ニュージーランド政府や、米国の公的機関、英国の自殺防止センターも、同様にガイドラインを公表しており、韓国の自殺報道勧告基準は、保健福祉部と韓国記者協会、韓国自殺予防協会がともにまとめている。

よって、本市議会は、政府に対し、WHOの自殺報道ガイドラインなどをもとに、行政と報道各社、第三者が協力し、自殺報道のあり方に関する基準づくりの検討機会を設けるよう、強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司